



令和6年（2024年）8月28日

報道機関 各位

**越谷市立病院が「紹介受診重点医療機関」として公表されました
～紹介状を持つ患者自身からの WEB 予約サービスも開始～**

越谷市立病院は、令和6年7月1日に紹介重点医療機関として公表されました。

紹介受診重点医療機関とは、外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るために位置づけられた医療機関になります。患者様が、まず地域の診療所や中小病院を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診する、その後状態が落ち着いたら逆紹介を受けて地域に戻る、といった受診の流れを明確にすることが目的です。

紹介受診重点医療機関の公表に伴い、令和6年10月1日から紹介状がなく受診される場合の選定療養費を次のとおり改定します。

	初診時選定療養費	再診時選定療養費	施行(適用)日
現行	4,950円	—	令和5年1月1日～
改定後	7,700円	3,300円	令和6年10月1日～

※再診時選定療養費とは、病状が安定し、当院から他の医療機関への紹介を申し出た後も、患者様が引き続き当院での診療を希望する場合にご負担いただくものです。

※紹介状がなくても、予約受診や緊急な診療が必要な場合等は、選定療養費はかかりません。

また、越谷市立病院では患者様の利便性向上のため、かかりつけ医からの紹介状を持つ初診の患者様を対象に、埼玉県内の公立病院として初めてスマートフォンによる WEB 予約サービスを、一部の診療科で令和6年10月1日より開始します。

WEB 予約サービスのご利用方法等の詳細はかかりつけ医から紹介状を受け取った後に当院ホームページでご確認ください。

問合せ:医事課長 佐藤 雅俊

Tel:048-965-2221

越谷市立病院は

紹介受診重点医療機関

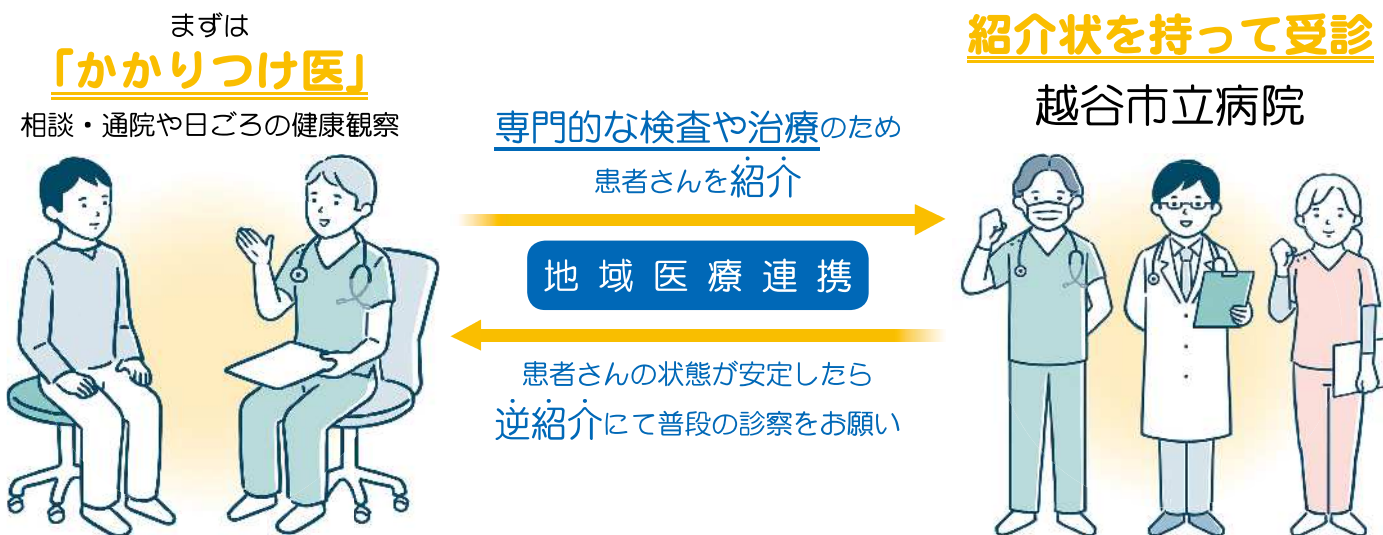
になりました。

「紹介受診重点医療機関」とは、国の制度見直しにより新設されたもので、外来受診時に原則紹介状が必要となる医療機関です。

この制度は、日常的な診療を担う「かかりつけ医」と専門的な検査や治療を実施する「紹介受診重点医療機関」の役割や受診の流れを明確にし、医療機関の連携を推進することを目的としています。



紹介状を用いた一般的な受診の流れ



令和6年10月1日(火)より、紹介状なしで受診する場合の選定療養費の徴収が義務化されます。

初診時選定療養費 → **7,700円(税込)**

再診時選定療養費 → **3,300円(税込)**

※再診時選定療養費とは、病状が安定し、当院から他の医療機関への紹介を申し出た後も、患者様が引き続き当院での診療を希望する場合にご負担いただくものです。

※紹介状がなくても、予約受診や緊急な診療が必要な場合は、選定療養費はかかりません。

詳しくは



越谷市立病院 紹介受診重点医療機関

問合せ先：越谷市立病院 医事課 医事担当 048-965-2221（代表）

